

令和8年度

北海道農政事務所白石庁舎解体設計業務

現 場 説 明 書

北海道農政事務所

1. 契約の保証について
契約の保証については別紙1のとおり。
2. 積算上の基地について
積算基地は「札幌市」で考えている。
3. 積算基準と積算要領について
国土交通省制定「官庁施設の設計業務等積算基準」（国営整第1号平成21年4月1日）を準拠している。また、官庁施設の設計業務等積算要領（国営整第3号平成21年4月1日）を準拠している。
 - (1) 直接人件費単価は、公表している設計業務委託等技術者単価の技師Cで算定している。
 - (2) 直接人件費の各作業項目毎の業務人・日は、別紙2のとおり考えている。
4. 打合せについて
打合せ場所については、北海道農政事務所を考えている。
打合せに要する日数は、0.5日/回とし、下表のとおり考えている。

	主任技師	技師 A	技師 B
初 回	0.5 人	0.5 人	
第 2 回		0.5 人	0.5 人
最 終 回	0.5 人	0.5 人	

5. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
6. 被災者の就労機会の確保について
受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。
なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。
7. 契約条件
 - (1) 支払前金払 請負代金額が 300 万円以上の場合 有（3/10 以内）
請負代金額が 300 万円未満の場合 無し
 - (2) 契約書の作成期限 落札決定の翌日から 7 日以内（土日祝日除く）

令和 8 年度北海道農政事務所白石庁舎解体設計業務

(1) 契約の保証について

ア. 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下①から⑤のいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下①から⑤のいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

なお、契約保証の額は請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

① 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「日本銀行札幌支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「北海道農政事務所 歳入歳出外現金出納官吏 北海道農政事務所会計課課長補佐（経理） 山本 勇樹」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

(ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行札幌支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「北海道農政事務所 取扱主任官 北海道農政事務所会計課課長補佐（経理） 山本 勇樹」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、政府保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③ 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 北海道農政事務所長 小島 吉量」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期限は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 北海道農政事務所長 小島 吉量」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑤ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約束する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 北海道農政事務所長 小島 吉量」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

イ. アの規定にかかわらず、次に該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

予算決算及び会計令第（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合。

(2) 履行期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について

前払保証約款第7条の2に基づく履行期間変更の被保証者（発注者）から保証事業会社に対する通知は、受注者が代行して行うものとし、その方法は、履行期間変更に係る業務請負契約書の写しを送付するものとする。

別紙 2

直接人件費の各作業項目毎の業務人・日

北海道農政事務所白石庁舎

設計区分	作業項目	作業内容	作業量	業務人・日
実施設計に関する業務細分	1. 現地調査	設計に必要な調査を行う。	1 式	8 人
	2. 設計条件等の整理	設計に必要な条件を整理する。	1 式	3 人
	3. 法令上の諸条件の調査	施工上必要な法令等の諸条件を調査する。	1 式	2 人
	4. 仮設計画の設計	工事を行うための仮設計画を総合検討する。	1 棟	2 人
	5. 解体撤去方法の検討			
	1) 庁舎	解体撤去方法を総合検討する。	1 棟	1 人
	2) 構内舗装 他	解体撤去方法を総合検討する。	1 式	1 人
	6. 実施設計図書の作成	解体撤去するための実施設計図面を作成する。(オートキャド [®] DWG 等) 新規に作成する図面は、工事特記仕様書、計画平面図、仮設計画図、外構撤去図、立入防護柵図の 5 枚とする。なお既設庁舎設計図面の利用が可能な立面図及び矩計図他は、図枠を作成し、既存図面ファイルを取り込み貼り付けて作成する。	1 式	22 人
	7. 工程計画	全体の工程計画の作成を行う。	1 式	1.5 人
	8. 数量計算	積算に必要な数量を計算する。仮設工事を含む。	1 式	16 人
	9. 積算業務	単価作成、アスベスト除去工事等の見積り徴取を行い、上記の積算を行う。仮設工事を含む。	1 式	4 人
	10. 点検とりまとめ	図面、数量計算の点検とりまとめ及び報告書作成を行う。	1 式	1.5 人
	合計			60 人